

医療法人社団 誠馨会 総泉病院 指定居宅介護支援事業所運営規程

第1条 (事業の目的)

医療法人社団誠馨会が開設する指定居宅介護支援事業所総泉病院（以下「居宅介護支援事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護支援専門員が、高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業所の介護支援専門員等は、高齢者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、また利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、実施に当たっては、関係市町村、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等、地域の福祉・保健・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を公平中立に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 医療法人社団誠馨会 総泉病院
2. 所在地 千葉市若葉区更科町2592

第4条 (職員の職種、員数、及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者（介護支援専門員兼務） 1名
管理者は、介護支援専門員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、事業所に対する指定居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、居宅サービス計画の作成等を行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
3. 事務職員 1名
事務職員は、必要な事務を行う。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業者の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び年末年始（12月30日から1月3日）は除く。また、病院の休業日に関してはその限りではない。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条 (指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

指定居宅介護支援の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは無料とする。

1. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成開始に当たっては、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者またはその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求める。
2. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
3. 介護支援専門員は、前項に定める課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この際、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
4. 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者が抱える解決すべき課題に基づき、当該地域における介護給付対象の指定居宅サービス等の提供体制を勘案して、提供すべきサービス目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。
5. 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者による会議（以下「サービス担当者会議」という。）の開催、担当者への照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求める。
6. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービスが、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その選定理由・種類・内容、利用料について利用者に対して説明し、文書により同意を得る。
7. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたって、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介と居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を利用者へ十分説明し同意を得る。
8. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行う。これを通じて、居宅サービス計画の実施状況や利用者の課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。
9. 介護支援専門員は、前項の把握を行うため、指定居宅サービス等の提供開始後、1ヶ月に1回以上、利用者の居宅を訪問する。
10. 次条の通常事業の指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

①実施地域を越えた時点からから片道おおむね10km未満	550円(税込)
②実施地域を越えた時点からから片道おおむね10km以上	1,100円(税込)
11. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

第7条 (通常の実施地域)

通常の実施地域は、千葉市、四街道市及び八街市は当院より5km以内とする。

第8条 (緊急時における対応方法)

介護支援専門員等は、居宅介護支援実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第9条 (秘密保持)

介護支援専門員等は、次の通り秘密の保持に努める。

1. 介護支援専門員等は、正当な理由なく、その業務所知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らさない。
2. 退職者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じる。

第10条 (その他運営についての留意事項)

1. 居宅介護支援事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回
2. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団誠馨会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第11条 (相談・苦情への対応)

利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情に対し、迅速に対応しなければならない。

第12条 (虐待防止に関する事項)

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
5. サービス提供中に、当施設従業者又は養護者(利用者の家族等、高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第13条（非常災害及び感染対策）

1. 非常災害に備えて具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期す。
2. 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設置する。
3. 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出、消火、その他必要な訓練を行う。
4. 感染対策の基本を、「標準予防策（疾患の有無に関わらず、全ての患者及び入所者の血液、汗を除く体液、排泄物、粘液、損傷した皮膚は感染の可能性がある、として対応する予防策）」とする。

この標準予防策を常に行ったうえで、特定の感染経路がある疾患などに対して「感染経路別予防策」を追加して行うものとする。感染を確認した際には、原因の特定と制圧、終息を図る。全職員がこの指針に即して感染防止に留意し、良質な医療の提供ができるよう定める。

附則：個人情報保護についての同意事項

利用者に関する個人情報について、業務上知り得たすべての情報に関しては、当院が規程する下記の「個人情報保護方針」の利用目的によって利用され、業務上必要な場合以外には使用しない。

【利用目的】

- ①当院での医療・介護サービスの提供に関する利用
- ②診療費請求のための事務に関する利用
- ③当院の管理運営業務に関する利用（会計・経理、病棟管理等）
- ④外部監査機関（司法関係等）への情報提供
- ⑤その他、別途許可を得た上で使用することとする。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成17年7月4日改定

平成26年4月1日改定

平成30年4月1日改定

平成30年12月1日改定

平成31年4月1日改定

令和元年10月1日改定

令和3年1月1日改定

令和3年4月1日改定

令和6年2月1日改定

令和7年4月1日改定